

浦蛤

阿波

撫養蚌

碁石

讃岐

石蛤

濱一所ニ有、太師封給故ニ、成タルト云傳侍ル、

〔日本靈異記中〕力女挾力試縁第四

聖武天皇御世、三野國片縣郡少川市、有一力女爲人大也、名爲三野狐○註力強當百人力、住少川市内、恃己力、凌弊於往還商人、而取其物爲業、時尾張國愛智郡片輪里、有一力女爲人少也○註其聞三野狐凌弊於人物而取、念試之、蛤捕五十斛、載船泊彼市也、亦儲備副納熊葛練韃廿段、時狐來、彼蛤皆取令賣○下

〔古今著聞集魚虫禽獸〕東大寺の上人春豪房伊勢海いちしのうらにて、海人はまぐりを取けるを見給ひて、あはれみをなして、みな買とりて、海にいれられにけり、ゆき功德つくりぬとおもひて、ふし給ひたる夜の夢には、まぐりおほくあつまりてうねへていふやう、われ畜生の身をうけて、出離の期を乞らず、たまく二ノ宮の御せんにまいりて、すでに得脱すべかりつるを、上人よしなきあはれみをなし給ひて、又重苦の身と成て、出離の縁をうしなひ侍りぬる、かなしきかなやくといふと見て、夢さめにけり、上人啼泣し給ふことかきりなかりけり。

主計頭師員も、市に賣けるはまぐりを、月ごとに四十八買て海にはなちにける程に、ある夜の夢に、畜生のむくひをうけたるが、たまく生死をはなれんとするを、かくし給へば、猶本の身にくくるしみをはなれぬよしを、あまどもがなげきてなくと見て、夫より此事といめてけるとなん、放生のくどくもことによるべきにこそ、たゞの人の放生するをすらなげき侍るなれば、まして大神宮の御前にまいりて、生死をはなれん事は、まことにうたがひあらじ。

〔山家和歌集雜〕くしにさしたる物をあきなひけるを、なにぞと、ひければ、はまぐりをほして侍なりと申けるを聞いて、おなじくはかきをそさしをほしもすべきはまぐりよりはなもたよりある